

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年2月21日
出席委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(市立総合病院)

(1)平成25年度第3四半期までの収支状況

- ・ 経常利益△131,070,978円 但し医業収益は前年対比218,254,465円の増

(2)改築事業の今後と駐車場対策等について

- ・ 病棟工事完成3月末、院内引越し4月下旬、新館運営開始5月上旬、ヘリポート運用開始6月中旬
旧病棟解体6月～7月末、外構・駐車場工事8月～12月末

(3)今後の駐車場対策

代替えとなる駐車場確保が困難なため工事への理解と協力のお願いと公共交通機関利用の呼びかけを行う

(4)正面駐車場の無料化について

当初より有料化の検討をしてきたが、周辺駐車場との格差が生まれることと、設備投資や維持費の関係から無料化して管理体制は、防犯カメラの設置と合わせナンバー認識システムを導入し管理を行う

(5)名寄市病院事業の設置等に関する条例の改正 (精神165床から55床へ h26.5.1～)

(6)市立病院食堂等使用料徴収条例の改正 (新たに訪問看護ステーションとコンビニ入居のためh26.5.1～)

(7)市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正 (手術室勤務手当の創設、看護深夜勤務の増額h26.4.1～)

(健康福祉部)

社会福祉課 (1)社会福祉法人の設立(なよろ陽だまりの会h26.1.29申請)

(2)名寄地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更(障害程度区分から障害支援区分へ)

(3)障害者福祉特別地域加算の請求漏れによる未支給について(5カ年分、4事業所、実人員46人額5,641,514円)

(4)平成25年度一般会計補正予算について

高齢介護課 (1)平成25年度介護基盤緊急整備等特別対策事業(デイサービスセンターあうん2号館開設)

子ども未来課 (1)名寄市総合療育センター条例の一部改正(名寄市子ども発達支援センターに改名)

(市民部)

(1)名寄市税条例の一部改正について(地方税法改正に伴う改正)

(2)名寄市国民健康保険税条例の一部改正について(地方税法改正に伴う改正)

(3)報告 平成26年度税制改正等

(国民健康保険税賦課限度額の改正等)

- ・ 後期高齢者支援金課税額を14万から16万円に引き上げ。・ 介護納付金税額を12万円から14万円に引き上げ。
- ・ 地方税法施行令改正により平成26年4月1日適用(国民健康保険運営協議会に諮問)

(国民健康保険税軽減措置の改正)

・ 5割軽減対象世帯の算定において被保険者数に世帯主を含める。・ 2割軽減対象世帯の算定において被保険者数に乘すべき金額を35万円から45万円に引き上げる。・ 平成26年4月1日適用

(後期高齢者医療保険料について)

・ 広域連合において2年ごとの保険料の見直しの実施、特例保険料の適用終了のため負担の増加がある。

(4)小型家電リサイクル受付業務の実施(清掃センター、風連リサイクルプラザ)

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年3月13日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(市立総合病院)

名寄市立総合病院5階西病棟(50床)の一時休床について

1 期間 平成26年4月1日から平成26年7月31日(予定)

2 休止の主な理由

① 在院日数の短縮による病床稼働率の減少

過去の病床利用率及び平均在院日数については、平成22年度81.7%14.1日、平成23年度76.9%14.9日、平成24年度78.2%14.0日、平成25年度2月までで、76.9%12.4日となっている。

② 病床機能の分化による包括ケア病床の設置準備

今年の診療報酬改定で創設された「地域包括ケア病棟」の設置のための準備。

国は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、入院医療の機能分化を進めるため、新たに、「地域包括ケア病床」を施設基準に加えました。急性期後の回復期の役割を担う病床で、5階西病棟再開後、この「地域包括ケア病床」に変更する方向で準備を進める

③ 夜勤可能看護師の減少

看護師総数は、微増の推移をしていますが、産休、育休、育児短時間勤務者の増加により、夜勤可能な看護師が減少し、全病棟の維持が困難になった。

概ね、4ヵ月の病床の休止になりますが、地域包括ケア病棟での再開をめざし職員一丸頑張るとの説明があった。

④ 主な委員の質疑

問 病院収益の影響は。

答 現在の入院患者は、他病床へ移動するため病院全体での稼働率の変化なく収益に影響はない。

問 看護師等の休憩所などの確保は。

答 病床数を勘案して割り振りをさせていただいた。

問 看護師確保に向け24時間保育の考えは。

答 24時間を望む声もあることから、平成27年度から曜日を決めて実施していく。

問 包括ケア病床が出来ることによる東病院との関係は。

答 急性期から包括ケア病床(60日間)への移行によりゆとりを持って患者さんの方向性を出せることになる。

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年5月20日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村 英俊、川村 幸栄、塩田 昌彦				

調査及び報告事項

(市立総合病院)

1 平成25年度決算概要について

事業収益8,133,169千円 事業費用8,444,530千円 純損益△311,361千円

2 平成25年度診療実績

入院患者数 101,755人前年対比△864人 外来患者数223,161人前年対比6,254人増

その他

1 旧精神病棟解体工事、駐車場工事のスケジュール

・旧精神病棟解体 平成26年6月上旬～7月末 ・外構、駐車場工事 平成26年8月～12月末

2 ヘリポート訓練・運用 6月9日または、16日(訓練日から運用開始)

3 外来改修工事

・新館へ移転した眼科、麻酔科、心療内科精神科の空きスペースを活用し、手狭になっている内視鏡検査室、診療室の整備を、6月末～h27年1月末に改修工事を行う。

(市民部)

1 平成25年度市税収納状況

・99.42%(国保、道税のぞき) 国保税96.24% 道民税99.34% 前年対比0.09%の収納率増

・インターネット公売に実施状況 不動産2件動産22件の落札があり合計金額3,737千円市税に664千円を充当し残りは還付

・公売の実施 除雪機1台実施15人参加195千円の落札、市税に充当

(健康福祉部)

社会福祉課

1 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時給付金事業の実施

・消費税引き上げによる所得の低い方、子育て世帯の影響を緩和するため臨時的措置として行う。(支給額1万円)

2 生活保護業務実施方針 ・生活状況を踏まえ適切な援助方針を作成し保護世帯に自立に向けた助言・指導の実施

こども未来課

1 保育所入所状況報告 2 相談業務 ・家庭児童相談・母子自立相談 3 子育て応援事業・1歳の誕生を迎えるお祝い

4 遠距離通園・通所助成事業に実施(3km以上の通園通所) 5 養育医療給付事業(2000g以下の未熟児対象)

6 地域活動事業(親子お出かけバスツアー) 7 こども発達支援事業(児童相談支援事業所開設しサービス利用計画作成)

8 名寄市子ども・子育て支援事業計画策定事業(ニーズ調査の上定員設定等の作業を行う)

高齢化介護課

1 高齢化率 h25.3 28.61% h26.3 29.59% 2 後期高齢化率 h25.3 15.14% h26.3 15.53%

3 介護保険事業状況 要介護認定者数1529人(前年1427人) 居宅介護サービス受給者804人(前年758人)

地域密着型サービス受給者102人 施設介護サービス受給者327人(前年310人)

地域包括支援センター

1 包括的支援事業(総合相談支援事業、権利擁護業務) 2 介護予防事業(二次予防事業対象者把握、通所介護

予防事業) 2 地域支援事業 h26 新規事業(認知症地域支援推進員等設置事業、地域ケア会議)

保健センター 1 健康名寄21の推進、母子保健事業、がん検診、感染症予防等

その他 1 生きがいホビーセンター条例の廃止について。 2 生きがい講座事業実施要項(案)の説明

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年8月26日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、川口京二				

調査及び報告事項

(市立総合病院)

平成26年度第一四半期の状況について

① 医業収益-医業費用=△5,098千円 医業外収益-医業外費用+特別利益-特別損失=△1,922,521千円(当期純利益)

② 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 施行期日 平成26年10月1日

改正内容 ・診療科目に救急科を追加 ・議会議決を要する損害賠償の額を30万円以上から120万円以上に

③ 損害賠償を定めることについて

・医療事故1件 賠償額500万円 ・交通事故1件334,405円

④ 第3定例会補正予算

・精神病棟改築に係る企業債返還方法の変更、一括返還を定期償還にすることにより交付税収入があり40,972千円の差
・精神病棟改築事業に係る外構工事と解体工事予算の振り分け変更 ・非常用電源の増設 ・上記賠償金

⑤ 精神病棟改築、駐車場工事、外来再編改修工事の進捗状況について

・精神病棟解体工事、地下連絡通路接続工事6月9日～10月末 外構駐車場工事10月末～12月中旬
・外来再編改修工事3室5科改修8月23日～翌年2月10日まで土日祝日及び平日夜間に工事を行う。

主な質疑

問 病棟看護師の夜勤は、本来3人態勢で行っていたが患者状況に応じて臨時的に2人態勢もあるとのことだが
看護師の労働条件の悪化や患者の安全は保てるのか。

答 入院患者の数や重症度を考慮し安全面を確保した上で実施し、固定化することは無い。

(健康福祉部)

① 水痘、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の定期接種化について

・水痘(生ワクチン)現行12か月以上1～2回、自己負担9030円を1歳～2歳2回、全額公費助成に
高齢者の肺炎球菌(不活性化ワクチン)

・現行65歳以上、任意接種1回を定期接種1回に変更自己負担分3500円公費助成4970円は変更なし

② 第3定例会補正予算

・水痘ワクチン接種委託料、楽々館地下浸水のための機器改修及び浸水防止工事 5984千円

(市民部)

① 音威子府村の旅券事務の委託について

・村が道から10月に権限移譲受けるため名寄市に旅券発行の事務を委託の申し出があり規約の議決が必要

② 平成25年度市税収納状況

・現年課税収納率、住民税97.8%道内1位、固定資産税96.7%道内2位、軽自動車税98.1%道内3位
都市計画税96.4%道内2位、市税総計97.5%道内1位

③ 空き家対策に係る国の法整備について

・空き家対策について市条例の制定も視野にしてきたが、国の空き家対策推進に関する特別措置法制定が見込まれるためそれを見極め市の対応を検討する。

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年9月3日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、塩田昌彦、川村幸栄				

平成26年第3回定例会 議案第3号、4号審査経過(1回目)

名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (3号)

名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (4号)

条例の主な内容(3号)

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援充実を目的とした「子ども・子育て関連3法」が成立し、それに基づく子ども・子育て新制度は27年度から施行されます。

新制度では従来の認可保育所における保育事業に加え、新制度に移行した幼稚園(特定教育事業)及び特定地域型保育事業(家庭的保育事業)の利用定員等の運営に係る基準を市町村で条例を定めなければならないものとされました。

条例の主な内容(4号)

市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」といいます)を実施することができるとされまた、同法において、市町村は、当該認可に係る基準(家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準)を条例で定めなければならないとされました。

主な質疑(3号)

問 行政としての役割と責任は、また、国の作業が遅れ公定価格がまだ出ていないが、関係の情報提供を」

答 「家庭的保育事業については、市町村が認可する新しくできる施設について、今後、申請があればすぐ開業ができるというのではなく、利用定員の設定をしなければならない。利用定員の設定については、子ども子育て会議に諮り意見を聞き進めることになり、行政の一方的な考えでの進め方はしない公定価格については、まだ固まった状態で国から降りてきていない。今後、内容が明確にならないと事業者が困ることになるので、国の段階でも各保育所、認定こども園等の団体が大詰めの議論をしているので、近々正式なものになると思う。

寒冷地の補正が今回から認められ、かなり有利な積算がされるような内容になっているので、市内の事業主の方にお知らせし、一定程度の経営判断材料として使っていただいている。」等の質疑がありました

主な質疑(4号)

「家庭的保育の対応で、国の方では資格が無くても設置を認めているが、不安がのこる。その点の考えは」の質疑では、「家庭的保育でメインになるのは小規模保育のABC、A型については全て国に準拠して提案しているので保育士資格は必須の資格になるが、その分運営費も積算も高くなってくる。B型は保育補助員が認められる施設になる。半数が保育士資格を持ち、半数が保育補助員ということであれば要件を満たす。C型というのは定員区分の少ない保育補助員が認められた小規模施設という区分になる。国に準拠しているが想定はしていない施設」等の質疑がありました。

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年9月9日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、塩田昌彦、川村幸栄				

平成26年第3回定例会 議案第3号、4号審査経過(2回目)

名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

主な質疑(3号)

「介護保険と同じように包括的な報酬体系になるのかと理解をしているが、心配なのは、民間参入も含め労働条件の影響は」の質疑では、「介護保険制度と似たような運営になった場合の労働条件について、公定価格の中で一定程度、今年度までは、処遇改善ということで、国の補助金として一時金や、民間施設が支払するときの補助メニューがあった。27年度からの新制度では、この公定価格の中で処遇改善の上乗せ部分が積算されてくるので、単発で終わると思われていたこの補助金が、公定価格という義務的経費の中で担保されていくという仕組みに変わっているので、今のところ賃金という部分でいけば、一定程度の配慮はされている又、今年5月に幼児教育保育連絡協議会という任意の民間団体を設置していただいて、行政はオブザーバーという形で参加し、その中で認可幼稚園や保育所等の関係者が一堂に会して情報交換ができるような組織を立ち上げている。連絡協議会等での情報交換を生かし働く職員に対して労働条件に差が出ないように、情報を収集しながら努力したい」

「経過措置の5年間は、小規模保育のC型、保育士の資格を持たなくても、研修を受けたら出来る、施設を増やしていくことが下支えになると国は、考えているようだが。安心して子どもを預けられる公的な保育所を増やしていくことが必要だと思うが、考え方の説明を」
 答 「例えば無認可のところでは15～16人程度の無認可施設で突然、定員を縛られると、経営ができなくなる状況も想定される。小規模のA、Bの施設にまで整わないことも想定される。弾力的に定員を5年間かけての経過措置ということで考えている。
 連携施設の受け皿としては公立保育所が担っていかなければならないと考えている」

主な質疑(4号)

「調理員を置いて園で食事を提供するという今の流れを、外部から搬入することが可能になっているがアレルギー対応も含め考えを」の質疑では、「新制度では0～2歳児を保育する場合は自園調理が必須になっている。外部搬入が認められる施設としては、以上児を受け入れる施設となっており、現行、以上児を受け入れる施設で給食提供が無い施設としては、今のところ幼稚園しか想定できない。その幼稚園が認定子ども園になるときの一番の弊害は、給食施設を設備しなければならないため救済のため外部搬入を認める国の基準と認識しており、市としては、学校給食も視野に対応できるのであれば、認めて施設として運営していただきたいとの認識である。アレルギー食については、現在、公立、民間保育所も含めてアレルギーの元になる食材を除去した状態で、個別に提供する体制をとっている。アレルギーの品目が多くなり、対応し切れない場合、お弁当を持参していただく対応を取っている。除去食品目数の対応については、具体的な規定なく今後、考え方を検討していかなければならない」等の質疑がありました

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年9月19日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、塩田昌彦、川村幸栄				

平成26年第3回定例会 議案第3号、4号審査経過(3回目)

名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (3号)

名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (4号)

主な質疑(3号及び4号)

現場調査や報告などのことで最終責任は市に係ることになるが、責任について条例の中にあるのかの質疑では、「この条例は、施設の基準を明記している、市の責務については、児童福祉法の中で定義をされていると認識をしている」

「施設によって人的配置等、認可基準が違うが、子ども、保護者から見たときに条件の差があるが見解は」の質疑では、今後現状の施設や家庭的保育の運営をされた場合幼児教育連絡協議会等を活用し、研修を取り入れながら質の確保を努力していく」

「働く人の条件や質の向上を含め各施設の目的や、運営方針、職員数等の情報公開を今後させることにより競争効果も生まれより効果がある。新制度の具体策は」の質疑では、「労働条件の情報とは別に各園で行っているサービス等の情報は、市の方で集約し解りやすいパンフレット、ホームページ等での公開は今後、必要になる」

「事業認可要件で参酌基準と従うべき基準があるが、地域特性も踏まえ必ず遵守しなければならないとは考えていないが見解を」の質疑では、「従うべき基準については、国の基準を下回らなければ良いという定義になっている」

「保育士に頼らず研修を受けただけの方たちにも保育業務にあたらせる小規模保育C型の施設について、危惧を感じる。答弁では、想定をしていないということだが、申請があれば認可になるのではないかと不安があるが見解を」の質疑では、「現在、幼稚園保育所認可否認化合わせて1141人の収容規模で今後5年先、子供もだんだん減少していく状況がある。不足した場合、新制度の中なるべくA型の施設でのお願いをして保育の質はなるべく下げない努力をしていきたいと考えているまた、小規模保育のABCの施設基準は厚生労働省令の従うべき基準になっている」

質疑終了後議員間討論を行い主な発言は

「小規模保育での専門家の配置が気になる研鑽を積んだ保育士の配置が望ましい。」「給食の外部委託についても自園での調理が望ましいと考える。」「今回の条例の意味は、全国的に保育所の数が少ないことに対応するためと質の担保と地域事情に根差した保育のあり方と受け止めている。」「名寄の現状をとらえると部長の答弁にもあったように一時期1名の待機にとどまっているということで保育所不足ということではない。」「民間施設でも今後のことを検討していると聞いている。公定価格が決まっていない中、判断は難しいと考える。」

「国の情報が不足して理解できていないところもあるが、いままでの質疑をどう担保をして運用されていくのか委員会としても条例施行後、国の動きに応じて改めて検証し必要があれば、改正を求めていくべき」

委員間討論の結果、公定価格などが決まった段階での検証、給食自園の推奨、質の高い基準以上の保育目指すことについて確認をして議案3号、議案4号は全会一致で可決しました。

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年11月21日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、塩田昌彦				

調査及び報告事項

(市立総合病院)

平成26年度第2四半期の状況について

- ① 医業収益-医業費用=△344,527千円 医業外収益-医業外費用-特別損失=△2,076,486千円(当期純利益)
会計制度改正に伴う収支を除いた純利益△12,485千円
- ② 精神科病棟解体及び駐車場造成工事スケジュールと進捗状況
・精神科病棟解体6/9～9/20 ・地下連絡通路接続工事6/9～11/10 ・外構、駐車場工事9/22～12/18(完成予定)
駐車場供用開始予定12/19(旧院内220台から新駐車場260台)
- ③ 外来再編改修工事スケジュールと進捗状況
・内視鏡室8/23～10/5、化学療法室8/30～11/16、外来点滴室8/30～9/23、脳神経外科11/1～11/2
内科10/11～2/1、泌尿器科11/15～12/14、小児科11/28～12/6、産婦人科12/6～12/23

(市民部)

- ① 国民健康保険条例の一部改正について
産科医療保障制度掛け金見直しに伴い出産一時金額の改訂
39万円から40万4千円に引き上げになるが総額42万円の変更はない(施行規則加算3万を1.6万に改正)
- ② 名寄市税条例施行規則の一部改正について
公益社団法人(財団)の指定、削除及び名称の変更等

(健康福祉部)

社会福祉課

- ① 平成27年度借り上げバス単価変更について ・近隣旭川までは上げ幅千円以内、札幌等は12000円前後アップ(3カ年段階的に)
- ② AED(自動体外式除細動器)の更新について ・名寄、風連、智恵文庁舎、福祉センターにスタンド型の設置
- ③ 平成26年度第4回定例会提案予定の条例について ・母子及び寡婦福祉法の題名改正のため福祉事務所設置条例の改正
- ④ 第4期名寄市障がい福祉計画の策定状況について ・策定会議状況及びアンケート調査等の実施状況の報告
- ⑤ 名寄市子ども子育て支援事業計画の策定状況 ・これまで3回の会議実施状況

こども未来課

- ⑥ 平成26年度第4回定例会提案予定の条例について ・母子及び寡婦福祉法の題名改正のため名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正 ・名寄市子ども発達支援センター条例の一部改正(条項整理)
- ⑦ 幼稚園保育料について ・平成27年度からの利用料の低所得者に対する優遇料金の考え方の報告

高齢介護課

- ⑧ 名寄市第6期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の策定状況について (議会の議決が必要な計画)
・h27、3月議会提案・5/1保険医療福祉推進協議会へ市長から諮問、6/30アンケート実施、9/30部会で課題の抽出
10/30部会で包括ケアシステムの構築について協議、11/28部会協議、12/中旬市長答申後パブコメ実施予定

地域包括支援センター

- ⑩ 平成26年度第4回定例会提案予定の条例について
・名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の制定について
・名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例の制定について

- ⑪ その他 ・特別養護老人ホーム清峰園で5月下旬に虐待があったことの報告がされた。

・委員からしっかりと改善と早い時期の報告があるべきとの意見があった

報告者 市民福祉常任委員長

委員会の審査等の概要報告

委員会名	市民福祉常任委員会	会場	第一委員会室	年月日	平成26年12月22日
出席者委員	日根野正敏、東 千春、熊谷 吉正、奥村英俊、川村幸栄、塩田昌彦				

調査及び報告事項

平成26年度第4回定例会付託議案 議案第3号及び議案4号の審査を行なった

議案第3号

「名寄市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例」の制定について

議案第4号

「名寄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準等を定める条例」の制定について

上記二件の条例を関連があるので一括して審議を行った。

条例の主な内容は、第3次地方分権一括法の制定に伴い、これまで介護保険法や厚生労働省令で定められていた地域包括支援センター、指定介護予防支援事業にかかわる基準について、市町村が地域に実情に応じ、各自治体で条例を定めることとされたことを受けて制定するものです。

議案第3号及び議案第4号の主な質疑

参酌すべき基準の説明で、すべて国の基準に合わせたといったところの考え方についての説明を。の質疑では第3号については国の基準のとおり。第4号については一部国の基準を超えて文書保存年限を2年から5年にした部分と、暴力団の排除という内容を載せた。参酌した内容は、地域包括支援センターの運営協議会にも提案させていただき、地域密着型サービスの事業の内容についても第二次地方分権一括法に基づいて条例化している経緯もあり、その時も文書年限を5年にすることを説明し、その後、名寄市の暴力団排除条例ができたので入れさせてもらった。地域包括支援センターの内容については、国の基準を超えたものは無い。との答弁がありました。

直近の名寄市の第一次被保険者の数字について伺いたいのと、パブリックコメントを省略することができることとされ、それに代わるものとして運営協議会の判断があるが、論議の経過があればお聞かせを。また、来年から要介護3以上しか施設入所ができなくなり、それ以下は市町村の事業に大きくシフトする。そのことにより、入所希望の待機者の変化や条例を制定することにより在宅介護が中心になるので、名寄市の状況にあてはめてみた場合に、安心・安全への役割の変化が出るか。の質疑では。

第1号被保険者は約8,600人、運営協議会の経過については、10人中、9人が出席された11月の会議の中では、施行月日の確認等だけで、ご意見等は無かった。特養への入所に関しては、当初、社会保障審議会で審議されたように原則は要介護3以上となっているが、要介護1の方でも認知症があるとか、知的障害、虐待などの事情から特例入所が認められる形になっている。地域包括支援センターでは特例入所の内容について、今後充分把握して行かなければならないと考えている。との答弁がありました。

特例入所は、難しい現実が出てくると思うので、国の入所基準以下の人たちの対応を、市独自の判断は柔軟な幅をもたす必要があると思うが、その基本的な課題とそうした場合の現状、特養(待機者)に数字的にどのような変化が出てくるか。また、運営協議会はパブリックコメントを充分代替できるという国の判断もあって、適用除外にしたと思うが、実際に行政側からみて介護の経験者だとか、介護に関わった専門的な人がどれくらい入っているか。の質疑では。

市独自の基準については、国の基準があるので、それを超えることは難しいと考えているが検討していきたい。委員は医師会、保健推進委員会、老人クラブ、介護サービス事業者、民生委員の各代表で構成している。との答弁。

待機者の関係で、来年度以降の見通しの変化についての考えは。の質疑では。

入所優先度指針が平成15年度頃からでき、介護度や家族の状況等を勘案して順番を決めている。ただ、要介護1、2の方は現状でも多くは無いと承知しているので、大きな変化はないと考える。との答弁がありました。

次の審査は、平成27年1月15日に行うことを決め一回目の審査を終了した。

報告者 市民福祉常任委員長